

四国の新幹線導入促進イベント開催事業 委託業務仕様書

第1 目的

四国の新幹線導入に向けた更なる機運醸成のため、県民の理解促進に努める必要があることから、その効果や必要性を、幅広い世代にアピールすることを目的として、家族3世代をメインターゲットにした四国の新幹線導入促進イベント（以下、「イベント」という。）を開催する。

第2 委託業務名

四国の新幹線導入促進イベント開催事業委託業務

第3 委託期間

契約の日から令和9年3月25日（木）まで

第4 委託料

4,300千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

第5 委託業務内容

1 イベントの開催

次の内容によるイベントを開催すること。

(1) 開催時期

令和9年2月13日（土）5～6時間程度

（スケジュール例）

11:00～ 会場展示や案内

13:00～14:30 ステージイベント

14:30～16:30 体験イベント

(2) 対象者

幅広い世代へアピールするため、四国の新幹線の将来的な利用主体となる未就学児、小学生の子どもや、その子どもに同伴する両親、祖父母を想定した家族3世代をメインターゲットとする。

(3) 会場

えひめこどもの城（愛媛県松山市西野町乙108番地1）

なお、愛媛県新幹線導入促進期成同盟会事務局（以下、「事務局」という。）において、えひめこどもの城内の以下の施設を仮予約していること。

① 2階多目的ホール 令和9年2月12日（金）16時～18時（準備時間のみ）

令和9年2月13日（土）8時～19時（準備・撤去時間含む）

② くわがたのステージ 令和9年2月13日（土）8時～19時（準備・撤去時間含む）

③ 芝生広場 令和9年2月13日（土）8時～19時（準備・撤去時間含む）

(4) イベントの企画

イベントの開催内容については、会場展示、ステージイベント及び体験イベントを実施するものとし、より効果的なものとなるよう提案すること。また、四国の新幹線応援キャラクター「つなぐん」や、愛媛県イメージアップキャラクター「みきゃん」の着ぐるみを効果的に使用すること。なお、具体的な内容は、事務局と受託者で協議の上、決定すること。

<イベントスケジュール実施例>

① 会場展示等〔11：00～16：00〕

子どもをはじめ、来場者が興味を持ち、ステージイベントの観覧や体験イベントの参加につながる魅力的な会場展示や催しを提案し、実施すること。

(例)

ア 四国の新幹線のポスターや導入効果に関するパネル等の展示

イ 四国の新幹線クイズスタンプラリーの実施

② ステージイベント〔13：00～14：30〕(場所：くわがたのステージや芝生広場を想定)

新幹線に造詣の深いタレントや著名人等を起用してイベントの求心力を高め、幅広い世代が楽しみながら、四国への新幹線の必要性と、愛媛県新幹線導入促進期成同盟会等が実施している活動に対する理解と共感につながるステージイベントを提案し、実施すること。

③ 体験イベント〔14：30～16：30〕(場所：2階多目的ホールや芝生広場を想定)

新幹線を日常的に触れていない子どもを中心とした来場者に向けて、四国への新幹線の導入に対する活動に興味を抱かせ、四国への新幹線導入の必要性が伝わる体験イベントを提案し、実施すること。

(例)

ア 四国の新幹線クイズやゲーム

イ 四国の新幹線にまつわる工作等のワークショップ

ウ 愛媛のイメージアップキャラクター「みきゃん」、四国の新幹線応援キャラクター「つなぐん」との撮影会等

第6 事業実施の総合調整・準備・運営等に関する業務(共通)

(1) 総合調整

ア 総合調整役として、「全体統括責任者」を配置し、事業全体の構成演出に関する内容の検討及び調整を行うこと。

イ 荒天時対応など不測の事態に対しては、事務局と協議しながら、速やかに対応できる体制をとること。

(2) イベントの開催準備

ア 準備から開催までのスケジュール調整及び関係機関・出演者等との連絡調整、当日の会場運営・進行管理、出演者のアテンド等、全ての業務運営を事務局と協議の上行うこと。併せて、必要かつ適切な人員配置を行うこと(着ぐるみ対応のスタッフも含む)。

イ イベント運営マニュアル、次第、進行台本、タイムスケジュール、会場レイアウト等を作成すること。

- ウ 司会進行役を配置すること。司会原稿は受託者にて用意すること。
- エ 会場施設の借上げ手続及び連絡調整を行うこと。会場施設の借上げ手続及びイベント実施における会場施設との連絡調整については受託者が行うこととするが、会場使用料に係る調整、支払い手続及び使用料の負担については事務局が行うこととする。
- オ プロジェクター、スクリーン、PC、音響、照明システム等、開催に必要な設備を必要に応じて手配の上、会場施工に関する調整を実施すること。
- カ 会場内外の案内看板・吊看板・立看板等の設営及び撤去を行うこと。
- (3) プログラムに関する調整
 - ア 出演者等と日程や内容の調整、謝金・旅費の支払い等必要な調整を行うこと。
 - イ 当日配布資料の準備等を行うこと。
- (4) イベント当日の運営
 - ア 運営に関する責任者を配置し、進行管理、関係スタッフへの役割分担、指導、管理等を行い、イベントの運営に関する各種業務を円滑に遂行すること。
 - イ 会場受付等、必要な人員を配置すること。
 - ウ イベント参加者にアンケートを実施し、結果集計の上、事務局に提出すること。アンケートの項目は、今後の県民の理解促進等の機運醸成に資する有効なものとなるよう工夫することとし、事務局と協議すること。会場にアンケートを記入するブースを設けるとともに、オンラインでも回答できるよう配慮すること。

第7 広報宣伝

(1) 効果的な開催周知の提案及び実施

確実な集客及び県内における四国の新幹線の機運醸成につなげるために、チラシ、新聞広告、地域情報誌、ラジオ、雑誌、テレビCM、SNS広告等の媒体を活用した効果的な広報計画を提案し、実施すること。

(2) イベントのコンテンツを活用したPR活動

イベント開催の効果を幅広く波及させるため、適宜、イベントの様相を録画、録音等した上で、事後にイベントのコンテンツを活用したPR活動を実施すること。方法については、テレビやYouTubeチャンネル等での放映など、波及効果の高い方法を提案すること。

第8 業務の実績報告

本事業が終了したときは、次の内容を含む業務完了報告書を作成し、事務局に提出すること。また、作成物は電子媒体(CD-ROM等)により1部、紙媒体で2部を納品すること。なお、各ファイルには内容の分かるファイル名を付けること。提出時にはウイルスチェックを実施すること。

(1) 全体業務

- ア 委託業務の実施期間
- イ 実施した業務の一覧及びその成果

(2) イベントの実施内容

- ア 記録動画(イベント開催当日の様子等を撮影したもの)

- イ 記録写真（イベント開催当日の様子等を撮影したもの）
 - ウ イベントに関するアンケートの実施及び取りまとめ等
- (3) PR活動の実施内容
- ア イベント当日配布物等の成果品
 - イ その他実施状況が分かる資料

第9 再委託の可否

受託者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面にて報告し、事務局の承諾を得なければならない。

第10 著作権の取扱い

- (1) 本委託業務に係る作成物等の著作権は、愛媛県新幹線導入促進期成同盟会（以下、「同盟会」という。）に帰属するものとする。ただし、受託者が以前から有している著作権については、この限りではない。
- (2) 素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は委託料に含むものとする。
- (3) 受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も(2)のとおりとする。
- (4) 上記において同盟会に帰属する権利には、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利も含むものとする。
- (5) 同盟会及び同盟会の承継団体が解散した場合、契約に基づく同盟会及び同盟会の承継団体の当該成果品に関する権利は、愛媛県に承継されるものとする。
- (6) 本仕様書に明示のない事項や本仕様書により難き事項については、その都度受託者と協議の上、進めることとする。

第11 その他

- (1) 委託業務の実施にあたっては、事務局と緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心がけることとする。
- (2) 委託料には、資機材使用料、出演者への謝礼・交通費、スタッフの人件費等のほか、看板作製費、配布物の印刷費等の運営費、一般社団法人日本音楽著作権協会への使用料を含む。
- (3) その他定めのない事項については、必要に応じ事務局と協議の上処理するものとする。